

### 店舗・診療所等を

## 「道路ふれあい月間」

### 出入り口の改修など工事費の一部を助成

区では店舗や診療所などでバリアフリー改修工事を実施する際、工事費の一部を助成する「やさしいまちづくり施設整備助成」を実施しています。

店舗等を車いすの方が利用しやすいよう出入り口の段差を解消するスロープの整備や自動ドアの設置のほか、どんな方でも



ださい。

【助成件数】3件

【助成額】改修工事費の3分の2以内の額(上限30万円)

【まちづくり推進課まちづくり担当】☎(3647)9781

## 8月は「道路ふれあい月間」

### 子や孫につなげていきたい道がある

道路利用のルールを守ろう

8月は「道路ふれあい月間」です。この機会に道路の大切さについて考えてみましょう。

区道や都道などの公道は、みんなが使う公共の場です。道路には、私達の生活を支える身近で重要な役割があります。交通のために使用するだけでなく、電気、ガス、上下水道など「ライフライン」の設置場所としての役割も担っています。

#### 道路占用許可申請

道路上に物を設置する時は、道路法に基づく「道路占用許可申請」が必要です。「道路占用」とは、道路管理者以外の人が道路上に物を設置し、その部分を

道路を広く、美しく、安全に利用するために、みんなで「ごみやタバコを捨てない」「自転車やバイクを放置しない」「勝手に物や看板を置かない」などのルールを守りましょう。

## 8月15日 正午に1分間の黙とうを

### 戦没者の慰霊と世界恒久平和を祈念

毎年8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。この日は、戦争で亡くなられた数多くの人々を追悼し、平和を祈念することを目的に全国戦没者追悼式が行われ、その中で

正午を合図に1分間の黙とうが行われます。

区民の皆さんには、家庭や職場で、黙とうを捧げていただき、また、ぜひお願いします。

【総務課総務係】☎(3647)4020

## 「土のう」を配付

### もしものときの浸水被害に備えて

「土のう」は区指定日に配付

区では浸水被害を防ぐため、6、10月に毎月「土のう」を希望者に配付します。台風接近時等の当日を含む直前対応は困難ですので、ぜひこの機会をご利用ください。



▲ぜひご利用ください。

配布した土のうについては、個人で日常管理・不要時の処分をお願いします。また、土のうをお持ちの方で、袋が破損している場合は、袋のみの配付も行っています。

【8月受付分の配付日】9月上旬

【管理課管理係】☎(3647)2538

の区が指定する日

【8月29日(金)】までに電話で河川公園課工務係

【管理課管理係】☎(3647)9627

#### 広告物を掲出する際は屋外

建築物の壁面、屋上または自立式のものなど、屋外に広告物を設置される方は区への許可申請が必要な場合があります。自分の店舗名、会社名等の文字でも表示面積が10㎡を超える場合は、許可申請をお願いします。

最近では、地震や台風等の災害時における広告物の安全性について関心が高まっており、設置工事やその後の管理が適切に行われないと、非常に危険です。屋外広告物を設置する基準が条例により定められていますので、詳細はお問い合わせください。

【施設保全課監察係】☎(3642)5094

## 人権週間にむけて①

### すべての人が「ありのまま」に生きるために

「ありのまま」で生きる

映画「アナと雪の女王」が人気となり、その主題歌が話題になっています。

「ありのままの姿」、「ありのままの自分」という歌詞に多くの人が勇気と自信を与えられたと言います。

誰もが恐れや不安を感じずに「ありのまま」で生きられる世界は、まさに「人権」が守られた社会なのかもしれません。

#### 人権とは何でしょう

「人権」とは、誰もが持っている、人が幸せに生きるための権利です。外から与えられるものではなく、生まれながらにして持っているものです。

普段はあまり意識することはないかもしれませんが、いじめや差別など理不尽な扱いを受けて、初めて「人権」の大切さに気づくものかもしれません。

平和のために築かれた人権

かけがえのない多くの命が失われた第二次世界大戦後、二度とこのような悲劇が起らないようにと、1948年、国連では当時の加盟国が賛成して「世界人権宣言」が採択

されました。

そして、この宣言が採択された12月10日は人権デーと定められ、日本では12月4日から10日までを「人権週間」と位置づけています。

他人の痛みを分かち合い共感できる心が、人権を考える第一歩になります。

しかし往々にして、私たちは、ほかの人にも人権があることを忘れがちです。相手の立場に身を置いて想像する力は、共に生きていくうえで大きな助けになります。

周りという関係を築くには

人は誰でも好き嫌いや善い悪いなど、独自の反応回路を通して周囲と対話していると

言います。まずはそれに気づいて自他の違いを受け入れてみませんか。

相手を拒絶しないことから、お互いが「ありのまま」の関係性を築いていくプロセスが始まります。

毎日を幸せに暮らすために何ができるのか、身近なことから人権について考えてみましょう。

【人権推進課人権推進担当】☎(3647)1164

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール